

# 盛土規制法許可工事に おける施工時の留意点




長崎県土木部盛土対策室



## 説明する項目

- 工事着手前の確認事項
- 品質管理
- 写真管理
- 変更手続き
- 完成検査



# 1. 工事着手前の確認事項

- 許可証を確認する


許可証に添付されている許可条件・留意事項を確認してください。

- 工事着手までに標識を掲出する

法第49条に規定されている標識を工事着手までに掲出してください。

- 着手届の提出

工事に着手したら、速やかに着手届の提出が必要です。




## 2. 品質管理

- 支持力

図面等に記載されている擁壁等の設置に必要な地盤の支持力は、施工前に確認し、試験状況の写真及び試験結果を整理してください。想定している支持力が得られない場合は、**必ず**設計者に連絡し、指示を仰いでください。


支持力不足により置き換えを行う場合は、その位置や範囲を完成検査時に確認できる写真及び置き換え後の強度確認結果を整理してください。



## 2. 品質管理

- 擁壁等の裏込め材


施工前に擁壁等の裏込め材の設計値を確認し、適合する材料を使用してください。  
現地発生材を利用する場合は、材料試験を行い利用可能であることを確認してから使用してください。



## 2. 品質管理

- その他材料

現場で使用する砕石・鉄筋・コンクリート・その他2次製品等は、品質を証明できる資料を準備し、完成検査時に提示できるように整理してください。



## 3. 写真管理

- 不可視部の写真管理

完成時に目視で確認できない部分については、その形状・寸法等が写真で分かるよう、リボンテープ・箱尺・スタッフ・ポール等を使用して撮影し、整理してください。

盛土の転圧状況は、巻き出し厚30cmが確認できるよう各層ごとに撮影を行ってください。



## 4. 変更手続き

- 変更

現場条件や施工の都合で当初図面等と異なる施工を行う場合、変更の手続きが必要。**必ず速やかに**設計者に連絡し、指示を仰いでください。変更の手続き完了の連絡があるまでは、**当該部分の施工は停止**してください。

変更の手続きが完了しないまま施工した場合、盛土規制法に抵触し、処罰の対象になります。



## 5. 完成検査

- 完成検査申請

工事の完成が近づいてきたら、工事主又は設計者に完成検査の日程調整を依頼してください。

完成検査前までに工事写真・品質管理記録を整理し、受験に備えてください。

工事写真・品質管理資料は、事前の貸与を求める場合があります。早めに準備をお願いします。